第3回 市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の 推進に関する検討チーム 資料1

第2回検討チームにおける主なご意見



第2回検討チームでの主なご意見 ①

相談支援体制の整備

<保健の位置づけの明確化等>

- 今回、市町村の体制整備として肝になるのは、保健と福祉の両方の基軸をつくっていくことなので、例えば福祉のワンストップ型も提案に 入っていたと思うが、そこにも保健師が配置されている等、保健の基軸をしっかりつくっていくことを意識して体制整備していく必要性につ いて、広く伝えていく必要がある。
- 資料3のアンケート結果から、重層的支援体制整備事業の中でメンタルヘルスの課題に対応できる体制整備が必要だという回答が全体の8割を占めているが、それよりも2割が必要性を感じていないという実態の方が大きな問題であり、事業での保健の位置づけ等も今後の課題なのではないか。
- 都道府県でも保健師などの専門職に対して、色々とアプローチは行っていきたいとは思っているが、精神保健の相談支援が事業として市町村に位置づけられていない中では限界があり、現場レベルでは非常に大事だと言っても、そこを上層部に吸い上げてもらえないという現状もあると思われることから、市町村の上層部にどう理解してもらうかの検討も必要になるのではないか。
- 様々な段階を踏んで、保健師にはどういう能力が必要かという点に関しても、もう少し具体的な役割を明確にしたキャリアラダーを各自治 体において策定していくことも大事だと思っている。
- 市町村は住民にとって身近な相談窓口という側面もあると思うが、当事者からすると、メンタルヘルスに関する相談については、非常に ハードルが高いと思っているので、充実した相談支援体制の整備という観点だけではなくて、ファーストステップとして相談しやすい市町村 の窓口はどういう在り方なのかという視点もとても大事なのではないか。
- 精神保健に係る相談支援体制の整備の必要性について市町村で一層の普及を図るためには、市町村が各領域での精神保健二ーズに気づきや すく、支援の実効性を高めることにつながるという点において、必要性の理解を市町村内で深められることが重要であり、今、市町村に配置 が広まっている統括保健師が役割や機能を発揮することが必要だと思う。
- 統括保健師の役割機能には、円滑に保健活動を推進するために総合的な調整や支援を行うこととし、重点的に取り組むべき健康課題を明確 にすること、人材育成や技術面での指導及び調整を行うことなどが役割として明記され、配置されるようになってきていることから、今回の 体制整備も、統括保健師の役割機能の中に入っているのではないか。
- 実際に統括保健師の機能の発揮は、体制整備において重要なポイントではあるが、自身が統括保健師の研修を受けて統括保健師を務めて感 ・ じたのは、結局、統括保健師の位置づけが市町村において明確化されていないことが配置が伸び悩んでいる要因ではないか。
- 統括保健師は、肩書がないとできないかのように認識されている自治体も多いようだが、市で統括保健師の見直しを行うのに当たっては、実際に現場に近いような次期リーダー格の保健師が統括になった方が、今後、横のつながりを構築しやすいと感じている。

第2回検討チームでの主なご意見 ②

相談支援体制の整備

< 庁内関係部門との連携及び重層的支援体制整備事業との関係性>

- 保健師がケース調整での医療調整のところは非常に難しいと考えているので、庁内だけではなくて、医療機関も含めた中で相談支援体制 を調整できるような部署の力も必要なので、連携、協力というところの体制の記載もお願いしたい。
- 障害や生活困窮においてもメンタルヘルスについての課題は、誰に相談を仰いだらいいのか、誰とならそういうことを共有していいのか 悩んでいる状況なので、市町村で精神保健に関する理解を深めていくに当たっての入口として、重層的支援体制整備事業は導入しやすい。
- 重層的支援体制整備事業は重要だが、市町村の精神保健に関する適切な基盤整備がない中で相談窓口だけ始めてしまうと結局、引き受け 手がなく事業内で苦労することになるので、市町村で精神保健の窓口としての日常的な支援の基盤を整備するとともに、実態調査結果から も重層的支援体制整備事業においても問題解決が必要なことは明白なので、精神保健に問題解決型で関わっていくことが求められる。
- 保健センターを中心に精神保健を始めた平成14年の改正の際に、精神障害の福祉については市町村で行うということで、福祉が精神障害 に携わることになり、その際に芽生えていた地域保健の中での精神保健が薄くなってしまい、福祉に全部持っていったつもりになってし まったのと同じ状況が重層的支援体制整備事業で起こるのではないか。
- 重層的支援体制整備事業などの場合、相談支援が逆に見えにくくなってしまう可能性もあるので、住民がアクションを取ったときに ファーストコンタクトを取る自治体職員がその後の道筋を示せるような体制づくりを組み込んでいただきたい。
- 重層的支援体制整備事業の中で色々な複合的な問題が来たときに、精神の方を支援するという受皿が弱いと、機能しなくなるので、その 部分についての体制整備がまずあった上での事業のあり方を考えなければならない。
- 現在、市で取り組んでいる重層的支援体制整備事業に関しては、相談窓口、相談支援、コーディネートしていくのは、従来の相談支援センターや社協等が基本で、そのまま継続している。
- 庁内のどこの窓口であっても、重層的支援体制整備事業に関して意識を持ってもらい、住民からの相談を受け付け、その段階で次につな げる先を整理し、本人同意の下でつなげていくが、事業担当部局によるワンストップ対応が重層的支援体制整備事業ではないので、重層的 支援体制整備事業の体制整備を進めることが、精神保健への理解を深めていくような人材をつくっていくことにもなるのではないか。
- 市町村では色々な職員が精神保健に関わっているという意識の醸成が非常に重要なので、保健師だけではなく、障害に関わる福祉の分野 の社会福祉士等の理解等も必要になってくるし、その上での福祉と保健の連携は、理解を通してできる体制づくりが求められてくると思う と、重層的支援体制整備事業を踏まえた中で各市町村が相談支援のあり方を考えながら、体制を構築していく必要がある。

第2回検討チームでの主なご意見 ③

相談支援体制の整備

<庁外関係機関との連携>

- 顔の見える関係性という点で横のつながりは大事なので、小さな規模であるほど、隣の市町で精神保健の相談体制整備でどのようなこと で悩んでいるのか、どのようにその悩みを解決しているのかという話ができる機会を、広域で保健所又は都道府県で調整いただくことに よって、全体的な底上げなどができるのではないか。
- 精神疾患やメンタルヘルス上の課題を抱えている方への対応は、現場でも困っているので、それに対してスーパーバイズしてくれるよう な存在は非常に助かるという声もたくさんある。
- 小規模等の理由から自治体内だけで専門職の確保がなかなか難しい中では、もう少しスーパーバイズしていただくところでは、都道府県や保健所からの支援も具体的なフロー図の中に描いていただけると、分かりやすくなるのではないか。
- 相談側からすると、市町村が一番身近な相談窓口といわれているものの、それを担う職員がその後、どのように関わっていくのかという がれが、見えにくくなってしまうことも逆にあるので、相談者が頼ったときに、こういう場合には、こういう部門とこんな人たちが関わっ て、一緒に解決に向けて歩んでいくという道筋が見え、イメージを持てる相談支援体制ができるようにしてほしい。
- 医療機関との連携だけではなく、ニーズの気づきに対し、市町村保健センターなどの保健師がどのように相談者との関係性を持って問題解決を進めてくれるのかを示していただくと、例えばワンストップでここに相談すればいいのだといったような安心感が生まれると思っている。

第2回検討チームでの主なご意見 ④

人材育成

<総論>

- 人材を類型化することで、相談支援体制に必要な人材の役割が明確になると考えており、役割分担しても、基本的にはどの分野の担当者に おいても、精神に関する知識や対応技術の水準を今以上に引き上げることで、潜在する精神保健に関する課題について、適切にアセスメント ができる力をいろいろな職員が備えるという点で、研修による質の底上げは非常に重要である。
- 資料 2 の自治体内で必要な人材育成の姿については、大変分かりやすく、特に今までぼんやりこういうことが大事だと思ってきたことを、 自治体の規模に合わせて、指標としてそういうところに力を入れていかなければいけないという確認ができる手段としてとても良い。
- 市町村の規模によっても異なるが、各自治体には人材育成計画があると思うので、その枠の中に専門職の人材育成、キャリアラダーを組み入れていくという二本立てでできるような案や、全国的に何かしらの指標等を示していただければ、恐らく各自治体において、ジョブローテーションを含めた保健師等の専門職のキャリアラダーの積み上げができると感じる。
- 保健師が業務分担制や地区分担制で分けられているのはすごく分かりやすいところもあるが、業務分担制における庁内連携をどうとるかと いった人材育成をどのような形でしていくのかは、大きな課題である。
- 精神保健福祉相談員の養成等、様々な人材を育成したとしても、結局、その人材が市町村内で有効に活用されないと意味がないので、都道 府県も含め、そういう自治体の組織運営を検討いただきたい。
- 相談支援に関する人材として示された3層もキャリアラダーだと感じるので、保健師の人材育成のガイドライン等にこういった研修対応も 載せていくといいのではないかとの意見もあったので、都道府県に持ち帰り、載せて、市町でも人材育成に役立てていけるとよい。
- 保健師だけではなく、社会福祉士や一般の行政職でも福祉の分野に関わる職員のキャリアラダー、職員の養成の構図になっていくという点での精神保健福祉相談員の講習会カリキュラムの受講になっていくとよい。
- 統括保健師を配置するときに、今後の統括保健師の育成を意識した上で、次を担えるような人が統括保健師であるべきで、その人が退職を してしまったら、次がいなくなったということが往々にして起こるため、人材育成の継続性が課題と感じている。
- 特に中規模以下の小規模の自治体では、自分たちで人材育成を行うことに困難を抱えているので、保健所や精神保健福祉センターといった 都道府県のバックアップが重要で、市町村の人材養成と都道府県の体制整備や人材育成についても、併せて検討していく必要がある。
- 小規模、中規模に関わらず、都道府県からの支援は必要だと思っており、精神保健福祉センターが頑張っていかなければいけない一方で、 都道府県もコロナなどで疲弊し、若い保健師がなかなか経験を積めない状況にあるので、両方とも人材育成を図る必要がある。
- 精神科医の確保ができない精神保健福祉センターも出てきている状況もあるので、運営要領等でそうした都道府県が保健所や精神保健福祉 センターの体制を強化するための記載を充実させる等の国によるバックアップをお願いしたい。

第2回検討チームでの主なご意見 ⑤

人材育成

・精神保健のニーズに気付き、必要に応じて専門職と相談しながら、一定の支援を担える人材

- 地域保健の二−ズに気づき、実際に支援する人材を養成して増やしていくことは、支援の裾野を広げていく意味ではとても有効なことだと思うので、まず優先順位としてこちらから取り組んでいくことについては賛成である。
- 小規模な自治体では圏域ごとの集まりが限界かと思うが、専門職以外でも時間の制約はあるものの、圏域ごとで様々な事例検討が行われているので、精神保健に特化しない形で例えば基幹相談支援センターが実施している公開型の事例検討に足を運んでみて気づきを得たり、こういう支援者がいるのだという顔を覚えたり、様々な取組を通じて触れ合う機会を担保していくことも重要ではないか。
- 〇 中規模以上の自治体においては、精神保健の支援に関連する人材の育成、確保の観点や、市町村の精神保健に関わる職員が当事者と一緒に - 働く経験の中で精神保健への理解が深まることから、ピアサポート活動従事者の相談支援への活用を位置づけてもよいのではないか。
- 中規模以上の自治体では、非専門職が住民とファーストタッチすることもあり得るので、専門職だけでなく、非専門職もメンタルヘルスの 支援の必要性や専門職配置の意義等を理解しておく必要があり、既に厚生労働省で実施している心のサポーターやゲートキーパー養成研修等 を活用することが非常に効果的ではないか。
- 非専門職を含めた関係職員を対象とした研修においては、精神保健の基礎研修を受けることは、相談業務など、一緒に取り組める関係職員 としてのレベルを高める点においては重要である。

・困難なケースを含め、担当者として、専門的な支援を担える人材

- 糖尿病は予備軍を含めて15%に対して、精神に何らかの課題を抱えている人が20%ということを考えた場合、障害の分野だけではないという認識を持つ保健師は出てくると思うので、疾患管理の部分の意識は、統括保健師もそうだが、全体的な研修の中においては十分に育成されていくはずなので、そういう意味では、研修のあり方は今後も重要である。
- 精神保健福祉相談員の講習内容はかなりスリムに、要点をまとめていただいた内容になっているので、全体的に担える専門職を増やすに 当たっては、とてもいいプログラムだと感じた。
- 精神保健福祉相談員の講習会の講義部分が事前視聴ができる設計になるのは大賛成で、その一部分等、小規模な自治体が視聴できるなどの 有効活用ができるといいと思うし、教材等も動画で学べる等、研修に行かなくても学べるツールを揃えていくべきではないか。
- 精神保健福祉相談員の到達度の評価の判断をどう行うのかが課題で、理解する、知るといった到達度になっているが、それは自己評価で いいのか、客観的な到達指標の設定によっても、それぞれの自治体によってスキルの差が出てくるという危惧はある。
- 精神保健福祉相談員の講習会カリキュラムのうち、都道府県格差をなくす観点から、例えば科目名の1番から5番までは標準的なオンデマンドの動画視聴ができる体制を組む、6番目以降は各自治体で内容を考える、最後の演習部分と9番目以降は様々な機関の協力を得て実施する等、想定されていると思うが、自治体のレベル差が出ないような工夫もあってよいのではないか。
- 精神保健福祉相談員の到達度の評価は、試験等客観的なものは難しいものの、研究班の中では、それに代わるものとして自己点検チェック - リストを作成する予定である。 - 6

第2回検討チームでの主なご意見 ⑥

人材育成

・困難なケースを含め、担当者として、専門的な支援を担える人材(続き)

- 提案された精神保健福祉相談員の講習会カリキュラムに関しては、最低限精神保健相談を担うために必要なものが含まれていると思うので、内容については賛成で、このカリキュラムが示されることで、全国の人材の標準化、人材育成に一つの横串を差すようなものにもなるかと思うので、これを基に各自治体において人材育成を推進するということは非常に望ましい。
- 精神保健福祉相談員の講習会の実施主体を考えると、都道府県にしっかりやってもらうことが重要であり、これができなかったら、精神 - 保健福祉センターがある意味があまりないので、基本的には対面で精神保健福祉センターにやってもらいたい。
- 従来から、保健師だけに精神保健福祉相談員の講習会を受講させるのはいかがなものかという思いがあるが、省令改正等をしないと精神 保健福祉士等が受ける義務が生じないものの、この内容であれば、省令改正までいかないにしても、保健師以外の精神保健福祉士等の専門 職にも一緒に受講させることが可能になる仕掛けをお願いしたい。
- 各市町村においても、受講を促すための仕掛けや、精神保健福祉相談員になった職員が、現場で実践できるような組織的な理解と土壌を 用意していく必要がある。
- 精神保健福祉相談員の講習会においても、このカリキュラムに肉づけして、運営していくことも必要になってくるかと思うので、その際 には各自治体、例えば近隣の教育機関、職能団体や地域の関係機関の方たちと一緒にこのつくり上げていくことが必要である。
- 精神保健福祉相談員の講習会カリキュラム案の中で、当事者家族の声を直接聞くプログラムがあるという点はありがたいと思う一方で、 当事者家族も誰でもいいというわけではきっとないため、一定の普遍化したものがちゃんと生かされる体系等がどうすれば提供できるのか ということは、当事者家族からもいろいろなアイデアも含めて、共有できたらいいと思う。
- 精神保健福祉相談員の講習会修了後、各自治体に戻ったときに、自分の自治体にいる当事者家族からも経験値を学ぶような投げかけをできるようになるとよいし、全体で学ぶものと、自治体規模によって実際の窓口業務をやっていくときには細かな部分も問われるし、大切な 経験値になることもあるので、追補のカリキュラムの扱いが気になるが、複数の当事者家族の方の類例が紹介できるとよい。
- 精神保健福祉相談員の講習会の受講により、新たに検証しながら中身を考えていく必要もあるし、今の現場の保健師が精神保健の中で、 家族支援やピアサポートをする人材等、地域にいる支援関係者をどれだけ知っているのかという点にも、気づいてほしいし、社会福祉士等 の専門職にも地域にどんな人がいるのか、地域がどんな声を出しているのか聞ける場面があることは重要である。
- 今回の精神保健福祉相談員の講習会カリキュラムは、あくまでエントリーモデル、間口を広げていくということで、まずは受講してもらい、対応に必要な基礎的な部分を学んでいただくということと認識している。評価も大事かとは思うが、今回の研修を受けただけで完結するものではないので、到達度も含めて学び続け、経験を積み上げていくことで、より実践的な業務を担っていただけるようになっていただくということからすると、継続的な人材育成のシステムが必要である。
- 市町村が我が県の考えている精神保健体制を整備していくことについて、協働してやろうという、絶好のチャンスを逃すともったいないか つ、対面で精神保健福祉相談員の講習会も都道府県にやってほしいので、その考えを浸透させるための指導者研修を国に行ってほしい。 **ヵ**

第2回検討チームでの主なご意見 ⑦

人材育成

・庁内で連携体制の構築を担うなど、推進力を発揮する人材

- 実際に支援する専門職をスーパーバイズする人材や、庁内外の連携の構築を図って、いわゆる「にも包括」を推進していくようなリーダー 的な人材の養成も将来的には検討される必要があるのではないか。
- 精神保健福祉相談員の講習会受講修了者が、さらに技術を磨いていくためには引き続き、今、都道府県で行われている研修のほか、例えば - 県保健所のスーパーバイズなどといったことはこれからもさらに必要になっていくのではないか。
- スーパーバイズする人材、特に精神保健福祉相談員などは、市町村、都道府県でもそうあるが、計画的である程度長期的な意図を持った 配置が行われないと、せっかく相談員として養成しても、全く関係のない部署に配置されることがあるので、計画的に育成しないと、これ から複雑な精神保健の問題が出てきた場合に対応できないのではないか。
- 国立保健医療科学院で保健師向けの研修を行っていると聞いているが、例えば、その中に精神保健の研修を盛り込むのはどうか。
- 保健師だけではなく、行政の職員や社会福祉士等においても、福祉の現場を積んでいる職員等、庁内での連携のネットワークや多機関と の人脈を持ち、理解して、現に力量を発揮してくれている人材もいるので、他分野においても育成を図っていくことも必要で、保健師等の 精神保健に精通する専門職としっかりタッグを組んでやっていけると、よりいいシステムができるのではないか。
- 都道府県の職員には負担になるかもしれないが、地域保健全体を見る職員を対象とした研修や、全体的なスキルの底上げということで、 研修を実施していただくに当たっては、国単位か都道府県単位かは分からないが、もう少し対象を広く考えるとよい。
- 統括保健師が保健師の人材育成をどう考えているのかは、大きなポイントになってくると思うので、今後、統括保健師の機能の向上に向 けての研修のあり方も検討する必要がある。